

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月から6年11月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、そのとき、役場の窓口で数か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は順次、母が納税組合の集金人に保険料を納付していたはずである。

私が所持する年金手帳には、平成5年12月*日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されているにもかかわらず申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格の取得日は申立人が平成5年12月*日と記載されているところ、オンライン記録では、国民年金の被保険者資格の取得日が6年12月*日と記録され、申立期間は国民年金に未加入の期間とされているが、本来は強制加入の対象となる期間であり、未加入の期間とされる合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されており、その妹の納付記録から、申立人の加入手続は同年11月頃に行われたと推認され、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人が加入手続を行った平成7年11月時点で、過年度保険料となる申立期間直後の6年12月から7年3月までの保険料が納付済みである上、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付していることを考慮すると、加入当初の申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3609

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から同年12月まで

私は、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたが、結婚後は夫が夫婦の保険料を必ず一緒に納付しており、夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の納付記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き全て国民年金保険料を納付しており、申立期間当時、保険料と一緒に納付していた申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みである上、申立人及びその夫の国民年金手帳における昭和44年度国民年金印紙検認記録によれば、申立期間以外の保険料納付日は全て一致している。

また、申立人の所持する国民年金手帳において、昭和44年7月から同年9月までの期間は同年8月20日付けでA区の検認印が押されているところ、申立人は同期間に係る同年10月25日付けの領収印が押された領収書を所持していることから、申立期間直前の同年7月から同年9月までの保険料は重複納付されていたことが確認できるところ、特殊台帳に当該期間の保険料が重複納付された記録及び当該期間の保険料が還付された記録が無いことから、同区において、重複納付された当該期間の保険料を申立期間に期間変更したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3610

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 41 年 12 月まで

私は、昭和 38 年 9 月 16 日から 42 年 8 月 31 日まで A 県にあった会社に勤め、厚生年金保険に加入していたが、B 県 C 町の実家の母が、37 年 12 月から 41 年 12 月までの私の国民年金保険料を納付していたことを示す国民年金手帳が見つかった。

しかし、年金事務所は、厚生年金保険の脱退手当金を受け取った期間と重なるため、昭和 38 年 9 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を還付するとしている。

申立期間について、国民年金保険料を還付するのではなく、国民年金の納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 37 年 12 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す検認印が押されているところ、社会保険事務所（当時）において、平成 22 年 6 月 18 日付けで昭和 37 年 12 月から 38 年 8 月までの期間に係る保険料の納付記録が追加されたが、同年 9 月から 41 年 12 月までの期間については、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることを理由として、申立期間の国民年金保険料は平成 23 年 1 月 28 日に還付決議が行われている。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間として脱退手当金が支給されており、年金額の計算の基礎にならず年金給付がなされない期間であり、申立人が国民年金保険料を納付してから既に 40 年以上が経

過していることなどを踏まえると、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3611

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、国民年金制度が始まってから国民年金保険料は未納が無いように納付してきたはずであり、現金が無かったときは身内に借金して分割して保険料を納付したこともあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除いて未納は無く、申立期間前の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、第2回特例納付制度を利用して納付し、未納の解消を図るなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の所持する年金手帳は昭和49年3月27日発行と記載されていることから、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認されるところ、同時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、第2回特例納付制度を利用して納付するまでの間に申立期間の保険料は過年度納付することも可能であったことを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3612

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年8月まで

私は、会社を退職するたびに厚生年金保険と国民年金の切替手続きを行い、国民年金保険料をきちんと納付してきた。平成2年9月に会社を退職した後も年金の切替手続きを行い、保険料を納付しており、引き続く申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年1月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間における国民年金保険料は全て納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを複数回適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、直前の保険料も現年度納付していることから、申立期間の保険料も引き続き現年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3613

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付することは国民の義務と認識しており、保険料は納付書が届いてから期限内に納付しているのですが、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和47年10月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は申立期間を除き未納は無く、前納により保険料を納付するなど納付意識の高さが認められる上、申立期間は11か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年1月までの期間及び9年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年1月まで
② 平成9年4月から同年5月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母が全て行ってくれた。母は、体調を崩していた私の将来にとって年金は大事だと思ひ平成7年11月に国民年金の加入手続を行い、保険料の督促を受けたこともあったが、時効とならないように気をつけて過年度保険料と現年度保険料を同時に納付していたはずであると述べている。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、平成7年11月に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、同年11月又は同年12月頃と推認でき、申立人の母の申述と一致する上、同時点で申立期間①の国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録において、申立期間②前後の期間の保険料は2か月又は3か月ごとにまとめて時効前に定期的に過年度納付されていることが確認でき、申立人の母が保険料は時効とならないように気をつけて納付していたとする申述内容に齟齬は無く、その母が前後の期間と同様に申立期間②の保険料を過年度納付していたことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ4か月及び2か月と短期間であり、申立期間①及び②以外の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、家業を手伝っており、両親のどちらかが私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は母が集金人に家族 3 人分を納付していた。一緒に納付していた両親の保険料は全て納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 47 年 1 月頃と推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、A 市は、「当時の集金人は、過年度保険料を収納していたと思われる。」と回答している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間以降、保険料を全て納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の父及び母の申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年2月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から14年8月1日まで

私の申立期間の標準報酬月額については、A社から入手した賃金台帳における標準報酬月額と「ねんきん定期便」に記載された標準報酬月額が相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（支給合計額）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書及び賃金台帳により確認できる支給合計額から、平成14年2月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの標準報酬月額を届け出たとまではいえない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は申立人の給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成13年12月から14年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間については、上記給与明細書及び賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高い金額が給与から控除されていることが確認できるが、当該期間の給与支給合計額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年2月23日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月23日から同年2月23日まで

私は、平成9年2月22日にA社を退職したにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年1月23日となっており、1か月の相違が生じている。同社発行の退職証明書及び申立期間の給与明細書を提出するので、資格喪失日を同年2月23日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の申立人に係る退職証明書の写し及び給与明細書により、申立人は平成9年2月22日まで当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の加入記録における申立人の離職日（平成9年1月22日）が、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年1月23日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年12月31日まで
私がA社で勤務していた期間のうち、平成3年4月から4年11月までの標準報酬月額が不当に下がっているので、正しい額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年11月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日より後の5年1月20日付けで9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、複数の元同僚は、「申立人は、B（業務）を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、申立人が提出した平成3年1月から同年12月までの給与明細書により、訂正前の標準報酬月額（53万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 3 日から 41 年 1 月 11 日まで

私は、A協同組合を昭和 41 年 1 月 10 日に結婚を理由に退職した。当時、私は脱退手当金制度を知らず、退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年 1 か月後の昭和 42 年 2 月 7 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、支給決定の約 10 か月前の昭和 41 年*月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成5年9月から同年12月までの期間、6年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年8月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、5年9月は36万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、6年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、6年10月は38万円、同年11月から同年12月までの期間は30万円、7年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、8年1月は36万円、同年2月から同年4月までの期間は38万円、同年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から同年12月までの期間は38万円、9年1月から同年2月までの期間は36万円、同年3月から同年4月までの期間は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から同年11月までの期間は41万円、同年12月から10年1月までの期間は38万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から同年11月までの期間は34万円、同年12月は38万円、11年1月から同年2月までの期間は32万円、同年3月から同年4月までの期間は34万円、同年5月から同年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行して

いないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から11年10月1日まで

私は、昭和61年11月から平成11年10月25日まで、A区BのC社に勤務したが、5年3月から退職するまでの厚生年金保険の標準報酬月額が減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間については、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初34万円と記録されていたところ、5年11月4日付けで、同年3月1日に遡及して引き下げられ、8万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、C社の申立期間当時の事業主は、社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある旨証言している。

さらに、オンライン記録において、平成5年3月1日の時点で、C社で厚生年金保険に加入している従業員34人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、34人全員について、申立人と同様に、同年11月4日付けで、同年3月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年3月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

なお、上記期間のうち、平成5年9月から同年12月までの期間、6

年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年8月から同年9月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る平成5年9月から同年12月までの期間、6年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年8月から同年9月までの期間については、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、5年9月は36万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、6年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月1日までの期間については、オンライン記録において、標準報酬月額は9万2,000円と記録されていたところ、申立人から提出された当該期間の給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、平成9年11月、10年8月から同年9月までの期間及び11年6月の給料明細書を保管していないが、前後の期間において同様の保険料が控除されていることから、当該期間においても引き続き同額の保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

したがって、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年10月1日までの期間の標準報酬月額については、6年10月は38万円、同年11月から同年12月までの期間は30万円、7年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、8年1月は36万円、同年2月から同年4月ま

での期間は38万円、同年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月は34万円、同年11月から同年12月までの期間は38万円、9年1月から同年2月までの期間は36万円、同年3月から同年4月までの期間は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から同年11月までの期間は41万円、同年12月から10年1月までの期間は38万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から同年11月までの期間は34万円、同年12月は38万円、11年1月から同年2月までの期間は32万円、同年3月から同年4月までの期間は34万円、同年5月から同年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の標準報酬月額を届け出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、ねんきん定期便を見て、A社から交付された厚生年金保険料の変更通知書と当該ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額が違っていることに気がついた。変更通知書では 19 万円になっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録及び企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入記録で記録されている標準報酬月額が 18 万円と一致していることから、事業主は、給与明細書等で確認

できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 11 日から 39 年 8 月 1 日まで
私の年金記録において、申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、当時、脱退手当金をどのように受け取ったか全く記憶に無い。調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 41 年 4 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は事業所を退職した 12 日後の昭和 39 年*月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 6 月 29 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 16 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録に、昭和 43 年 7 月 10 日に脱退手当金が支給された記録があるが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（8 か月間）がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は最終事業所（A社）を退職する2か月前（支給決定の7か月前）の昭和42年*月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から平成元年 1 月まで

私は、申立期間以前は父の船に乗って仕事をしていたので船員保険に加入していたが、昭和 58 年 6 月に社会保険事務所（当時）から雇用関係が認められないという理由で船員保険を脱退させられたため、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、申立期間が未加入となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張するところ、申立人の母は、加入手続及び保険料の納付について何も分からないと述べている上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の義姉からも申立人の母が申立人の保険料を納付していた状況についての具体的な証言は得られない。

また、申立人の母が保管している申立人の年金手帳は、昭和 53 年に厚生年金保険に加入したとき発行された 1 冊のみで、国民年金手帳記号番号及び国民年金の資格記録は記載されておらず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3617

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年2月まで

私は、昭和48年*月に第一子が生まれたので、その後のことを夫婦で話し合い、49年1月頃に元義父が私と元夫の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月頃に申立人の元義父が申立人及び申立人の元夫の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているところ、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、51年3月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号のうちの一つであり、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、申立人及び申立人の元夫は同年4月頃に加入手続きを行ったものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によれば、申立人及び申立人の元夫は昭和51年3月29日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から55年2月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から50年3月まで
② 昭和50年4月から55年2月まで

私は、昭和50年頃、父に勧められA市役所で国民年金の加入手続を行った際、遡って申立期間①の国民年金保険料を一括納付し、申立期間②については、窓口職員のアドバイスにより、定額保険料と一緒に付加保険料を納付したはずであり、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、昭和50年頃に国民年金の加入手続を行った際、遡って一括納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年12月頃に加入手続を行ったと推認でき、この加入手続を行った同年12月は、第2回特例納付実施期間であるが、申立人は、特例納付した金額及び納付場所についての記憶が定かでなく、具体的な納付状況が不明である上、第2回特例納付の対象期間は48年3月までであり、同年4月から同年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和50年4月から付加保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する年金手帳には、平成元年4月26日に付加保険料の納付申出を行った記載があり、オンライン記録における付加保険料の納付状況と一致する上、特殊台帳においても、申

立人が主張する昭和 50 年 4 月からの付加保険料を納付した形跡は見当たらない。

- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 11 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を A 協同組合（当時）の夫名義の口座から振替納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 7 月 23 日に社会保険事務所（当時）から B 市（現在は、C 市）に払い出されており、同市の保管する国民年金被保険者名簿に、申立人は同年 12 月 11 日に国民年金の被保険者資格を任意取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出された申立人の夫名義の通帳には、申立人の義母の保険料額（定額保険料額 9,900 円及び付加保険料額 1,200 円の合計 1 万 1,100 円）と一致する出金記録が認められるものの、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和36年3月又は同年4月頃、A町Bの組長が行ってくれ、国民年金保険料については組長が自宅に集金に来たので、元夫の分と一緒に私の保険料を納付していた。嫁ぎ先へ転居してからは、義父が保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町Bの組長が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金に来た同人に納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月3日にC市（現在は、D市）に払い出されており、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、36年4月から同年6月まで時効完成、38年12月25日不在確認、39年6月30日不在決定との記載があり申立期間の保険料納付記録が無い上、E町（現在は、D市）の被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された記録は無い。

また、保険料と一緒に納付したとする申立人の元夫も申立期間を含む昭和36年4月から41年3月まで未納である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3621

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から同年6月まで

私は、大学生のときから国民年金保険料を納付してきており、厚生年金保険から国民年金への切替手続きもきちんとしてきた。平成9年12月末に会社を退職したときも、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続を市役所で行ったにもかかわらず、国民年金が未加入とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前に勤務していた会社を退職した後、すぐに国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、平成9年2月23日に被保険者資格を再取得して同年5月1日に資格を喪失した旨の記載はあるが、申立期間において被保険者資格を取得した記載が無く、オンライン記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の加入手続を促すため、平成11年8月24日に勸奨関連対象者一覧が作成され、A市へ送付されたこと、及び最終的に申立期間に係る加入手続が行われなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私が会社を退職した直後の昭和46年11月頃に、父がA町役場（当時）の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫婦一緒にB納税組合で定期的に納付していたはずであり、妻の分が納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月頃に申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、56年7月頃にC市において払い出され、同時期に申立人の加入手続が行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となるC市における別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の加入手続が行われた昭和56年7月の時点では、申立期間のうち48年4月から54年3月までの保険料は時効により納付できない上、同年4月から56年3月までの保険料は、遡って過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間の保険料は全て納税組合で定期的に納付しており、保険料を遡って一括で納付したことはないと主張している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

私は、平成3年頃母に勧められて、A市役所で国民年金の加入手続を行ったときに、窓口の職員から「2年間は遡って納付することができる。」と言われて2年2月からの国民年金保険料を遡って納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったときに申立期間の国民年金保険料を過年度納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成4年4月に払い出されたことが確認できる上、オンライン記録により、申立期間直後の2年3月の保険料が4年4月13日に納付されたことが確認できることから、申立人は同年4月に加入手続を行ったと推認でき、同時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年9月までの期間及び平成元年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年8月から63年9月まで
② 平成元年7月から同年10月まで

私は、昭和60年7月末に離職後、A市B区内に転居し、国民年金及び国民健康保険に加入した。国民年金の加入手続時にB区役所の職員から「国民年金保険料を遡って納付するように。」と指導され、保険料を納付したのに、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、平成元年6月末に会社を退職し、同年11月1日に再就職するまでの4か月間の保険料は同市C区役所で納付したのに、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月末に離職後、A市B区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成5年12月に社会保険事務所（当時）からD市E区へ払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は6年2月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の保険料額は1万500円であったと述べ

ているが、申立期間における法定保険料額とは相違している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から8年4月まで

私は市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を母から渡され、保険料の納付方法を教えてもらった。保険料は毎月7,000円から8,000円ぐらいの金額で、アルバイト代の振込先の銀行からお金を引き出し、銀行又は郵便局から納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているが、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき保険料を納付することとなっていたところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載は無い上、オンライン記録によると、申立人は基礎年金番号により10年4月16日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、同日以前に納付書が発行されたとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は35か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年3月まで

私は、A県で働いて収入が安定し始めたので、今まで未納であった国民年金保険料を納付しようと思い、時期は定かではないが、市役所又は社会保険事務所（当時）に電話をして、そのときに納付可能な納付書を全て送付してもらい、その後郵便局等で数か月分ずつを何度かに分けて納付したはずである。納付場所は覚えていないが、平成13年4月分を14年7月に納付していることから、申立期間の保険料も同年7月以前に納付していると思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、働いて収入が安定し始めた頃に納付書を送付してもらい、それまで未納であった国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が不鮮明であり、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3627

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

私は昭和50年*月*日に結婚したのを契機に、A市で国民年金の加入手続を行った。市の担当者から、特例納付を利用して国民年金保険料を遡り納付するように勧められたので、特例納付により市の年金担当窓口で納付した。合計金額は覚えていないが、保険料の月額は3,000円から4,000円ぐらいであったと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月に結婚を契機に、A市において国民年金の加入手続を行い、市の担当者から特例納付を勧められたので、申立期間の国民年金保険料を特例納付により市の年金担当窓口で納付したと申述するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、同年2月頃に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、加入手続を行った同年2月時点においては第2回特例納付の実施期間中であったが、申立期間のうち48年4月から49年3月までの期間は特例納付の対象期間ではない上、加入時点において、当該期間は過年度保険料となるが、A市は、市役所の窓口では特例及び過年度の保険料は収納することができなかったと回答している。

また、申立人は、特例納付した保険料の月額が3,000円から4,000円ぐらいであったと述べているが、第2回特例納付による1か月当たりの保険料額は900円であり、申立人の主張と相違する。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が

払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から12年4月1日まで
私は、平成6年10月に、A市BのC社に正社員として入社し、12年3月末日まで勤務していたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の証言により、申立人は、申立期間にC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の元事業主は、「当社は、厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことを認めており、元同僚も、「C社は、厚生年金保険に加入しておらず、申立期間当時の給与から厚生年金保険料は控除されていない。私は、国民年金及び国民健康保険に加入し、自分で納付していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から 41 年 1 月まで A 社に勤務したが、そのうちの最初の 39 か月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。B（資格）の試験を受けるため、事業主より 3 年以上勤務したとする在職証明をもらった覚えがある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「申立期間当時の人事記録等の関連資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料納付については不明である。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた当時の同僚二人のうちの一は、「C（職種）は見習いのような形で勤務している者が多く、それらの者は社長の基本的な考え方として入社当初から厚生年金保険に加入させるようなことはしていなかった。長く勤める見込みがある者や社長の知人からの紹介といった特殊なケースでないと社会保険には入れてもらえなかった。」と供述している上、残りの一人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においてその被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 16 日から 45 年 8 月 1 日まで
私は、年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務したときの厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金が支給済みとなっているとの説明を受けた。脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和45年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 25 日から 38 年 6 月 25 日まで

私は、昭和 34 年 9 月 25 日から 38 年 6 月 25 日まで、A 社 B 工場（現在は、C 社）に勤務し厚生年金保険に加入したところ、その期間については、同年 7 月 22 日に脱退手当金が支給されているとのことであるが、私は絶対に受け取っていないので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月 25 日の前後 2 年以内に資格を喪失している脱退手当金の受給資格者 29 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が被保険者資格喪失日から約 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、当該事業所に係る脱退手当金の受給記録を有する元社員は、「結婚退職である旨会社に申し出たところ、脱退手当金受領の手続を行ってくれた。」と供述している。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の同年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことがわける事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 9 日から 43 年 1 月 1 日まで
私は、平成 22 年に日本年金機構より送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認はがきで、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。脱退手当金の説明を会社から受けていないし、脱退手当金をもらった記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 43 年 3 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から30年10月31日まで
私は、日本年金機構から脱退手当金についてはがきが届き内容を確認したところ、A事業所に勤務した期間の脱退手当金が支給済みの記録だった。脱退手当金の説明を受け、受給手続を行った覚えは無く、脱退手当金を受給した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和30年12月12日に支給決定がされているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年12月12日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間における被保険者記号番号は別番号となっており、申立人が脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 4 月から 48 年 10 月末まで A 区 B に所在する C 社に勤務していた。同社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

所在地を管轄する法務局の閉鎖登記簿により、C 社の名称で A 区 B に所在する事業所が確認できる。

しかし、C 社の元役員は、「申立人を覚えていない。当社は役員以外で従業員は 1 名しかいなかったと思う。申立期間当時、5 名未満は社会保険に加入できなかったため、厚生年金保険には加入しなかったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、A 区に所在する C 社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚及び事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の元妻は、「昭和 45 年 2 月に会社を辞めて結婚し、同時期に D 区 E で申立人と 2 名で F (業種) の会社を始め、そのときに国民年金に加入した。G 県の H 市役所に国民年金の免除申請をした。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人及び元妻は、連番で国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、同年 2 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 2 月から 47 年 9 月までは国民年金の納付済期間及び同年 10 月から 48 年 3 月までは法定免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。